



羽出浦地下

一屋敷 八間七尺九寸  
三間三尺四寸

同所

一屋敷 拾五間八尺三寸  
七間七尺九寸三十

同所

一屋敷

拾五間五尺七寸  
參間六尺六寸

同所

一屋敷

六間四尺或寸  
五間六尺六寸

同所

一屋敷

五間七尺五寸  
武間六尺五寸

同所

一屋敷

三間三尺  
戶上

同所

一屋敷

五六間二尺五寸  
二間九尺七寸

同所

一屋敷

四六間二尺五寸  
三間三尺九寸

同所

一屋敷

拾七間八尺  
三間三尺九寸

同所

平	基	同	理	六	清右衛門	九郎兵衛	五兵衛	左市郎
四				兵衛				
郎	八	人						郎

一屋敷

三間五尺  
三間六尺二寸

同所

一屋敷

三間八尺  
四間五尺九寸

同所

一屋敷

七間八尺  
八間五尺九寸

同所

一屋敷

拾八間三尺六寸  
七間三寸

同所

一屋敷

土間四尺八寸  
拾八間八尺七寸

同所

一屋敷

拾五間四尺九寸  
六間五尺八寸

同所

一屋敷

拾七間四尺八寸  
五間五尺八寸

同所作網代

一屋敷

拾七間四尺八寸  
六間五尺八寸

同所

一屋敷

拾八間八尺  
八間七尺三寸

同	庄	同	次	太	長	勘	半	兵
			兵	兵	兵	太	兵	次
人		人	衛	衛	衛	節	衛	郎

同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷	同所	一屋敷
式三間四尺八寸 三間三寸	八間三尺	九間五尺八寸 式間九寸	四間五寸	三間八尺五寸 式間五寸	八間七尺	九間七尺五寸 捨間四寸	七間五寸	四間八尺五寸 捨間四寸	五間七尺五寸 舍間四寸	六間八尺 三間五寸	五間八尺 三間五寸	七間五寸	四間八尺五寸 捨間四寸	五間七尺五寸 舍間四寸	六間八尺 三間五寸	五間八尺 三間五寸	七間五寸	四間八尺五寸 捨間四寸	五間七尺五寸 舍間四寸

同	清	長右衛門	左	平次	市郎兵衛	庄	兵衛	七郎兵衛
人	三郎	同	人	同	人	同	人	同

同所	一 式三間五寸	同所	一 一三間	同所	一 一三間	同所	一 四間	同所	一 八尺間	同所	一 四間八尺七寸	同所	一 三間五尺五寸	同所	一 四間三尺四寸	同所	一 四間八尺	同所	一 六間七尺四寸
----	------------	----	----------	----	----------	----	---------	----	----------	----	-------------	----	-------------	----	-------------	----	-----------	----	-------------

(註以下地目の記載なし)

同	清	長右衛門	庄	兵衛	清	太郎	大	兵衛	長五郎	長右衛門
人	三郎	同	人	同	人	同	人	同	人	同

平 同 同 兵 同 庄 次 庄  
四 郎 人 人 郎 人 衛 衛  
即 兵 卫

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一  
一五間二五間參武間參間五尺一武間四尺間三間五尺八武間六間三四間一三間立尺走門五尺參間五尺走門五尺

觀音堂屋敷

理 同 平 理 平 同 理 同 同 同 基  
兵 四 郎 兵 兵 四 兵 兵 兵 兵 兵 兵  
衛 郎 人 衛 衛 郎 人 衛 人 人 人 八

同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所	一 同所
四式間	二六間	六五間	一五間	老闆	一三間	一九間	一間八尺	同所	同所
天五尺	間五尺	尺間	間五尺	老闆	八尺	間四尺	六尺	同所	同所
								同所	同所

高	喜	孫	太	喜	五	四	四	九
兵	兵	兵	市	兵	兵	兵	兵	郎
衛	衛	衛	郎	衛	衛	衛	衛	兵衛

二	一	一	一	一	一	一	一	一
三七間	一座數七間	老式間	五尺間	老三間	卷間	冬間	四間	參商五尺
								同所
								同所
								同所
								同所

同	左	太	四	太	清	四	喜	孫	善	市
人	次	兵	兵	兵	太	郎	兵	兵	吉	兵
	兵衛						衛	衛		衛





— (76-20) —

大倉尾，上

山 下 之

一 四六間二尺

式拾五步 大郎 兵衛

同所

山 下 之

一 二四間

八步 右 同人

同所

山 下 之

一 式四間

格走步

右 同人

同所

山 下 之

一 式六間

拾式步

右 同人

同所

山 下 之

一 拾六間  
老向一尺

拾八步

右 同人

同所

山 下 之

一 拾七間  
老向或天

式拾步

右 同人

同所

山 下 之

一 十四間八尺  
老向或尺

拾九步

右 同人

同所

山 下 之

一 十四間  
老向三尺

拾八步

右 同人

同所

山 下 之

一 老向三尺

拾八步

右 同人

山 下 之

一 十一間  
老向一尺

拾三步

右 同人

山 下 之

一 一間

拾步

右 同人

山 下 之

一 十間

拾步

右 同人

山 下 之

一 一間

拾步

右 同人

畠反別合 売反八畝五拾步

右者羽出浦新畠内検地仕書片指上候様被為仰付候ニ付  
庄屋地目付地主惣百姓共不成立会吟味仕畠反別位付等、  
右書面之通少後相速無却座候段如件

享保拾五年九月

羽出浦庄屋  
同 地目付  
同 職百姓  
同 次 兵衛  
同 清左衛門  
同 兵衛

(註) 各等共山下の三文字を記載してある。この山は山畠  
の意、下には下畠の意で租税賦課上必要な等級の記載  
と見られる。(あと書き参照のこと)  
これら山畠及許可を願う藩公所領の山を御壁し左者  
のかようである。慶應年間の古文書にも見かる。

「あと書き」

前記享保五年検地の分は、その以前からある屋敷と田畠とを検地し(羽出浦には水田は一枚もない)、同十五日検地した分は、其の後に開墾した新畠を検地したものがでる。それについてははじめ私見、四間一八尺、二間七尺一五間九尺などの数字を奇異に感じ、殆んど解釈に困つた。しかし間もなくその尺寸で表あきれているのは凡て一間以下の小数部を復りに尺寸で呼んでいることがわかつた。このことについて大分図書館にきいたら、「新田検地御條目」のコピーを送つて下さり、その中に次のようにある。

一 開敷の端尺は六寸・一尺二寸・一尺八寸・二尺四寸・三尺・四尺二寸・四尺八寸・五尺四寸・古の寸尺に不定の分も捨  
之 云々

昔は特權者、微祿又は政治上の必要から、自己の勢力の及ぶ範囲の土地を検地しており、その中でも大化の改新の時の検地と、天正年代に行われた太閤検地とが有名な様である。

天正十七年の検地條目では、「田畠、座敷共に五間一六十間の定、三百歩二疊打可仕事」(片桐文書)とあり、又天正十九年の條目には、「田畠、屋敷共、六尺三寸の棹を以て、五間に六十間の印、一段に相定候事」(上坂記録)とある。

そして畠の等級は、上畠(一石二斗)、中畠(一石)、下畠(八斗)として畠(五斗)と定めて課税の標準とした、とある。

これらは見て享保十一年制定にかかる「新田検地條目」によるもので、それが全文は省略するが、その後書にもある如く、当時、関東所々の新田畠、並に見とり場検地が儀につきして定められたものであつて、おろ特定の新田の検地を目的としたものではない。そしてそれが爾後の新田検地の一般的準則となつたことは、「地方風俗録」に「古新田検地條目享保十一年相対、其後は右御定法を以て、御料私領とも致検地事也」とあるに依り、之れを知ることが出来る。(後略)

(註) 本文に述べし如く、享保十一年へ検地條目は特に新田の検定を目的とするものであり、それ以前に及古畠や新田も同一の条目により検地せられていた。

(備考) 右により、享保五年行われた羽出浦の検地は、この條目の定めと同一つの方法で検地を行つたことは明らかである。

(おこりあり) 前号<sup>10</sup>ページ既報後「寶永二十年の田畠永代売禁令」紙面不足で省略しましたが、参考までにその全文をかかげる(次頁) (備考)

(おわり) (後略)

田畠永代壳禁令

一 身上能半百姓は田畠を買取、殊宜成り、身体不成者は田畠令沾却、猶々身上不可成之間、向後田畠売買可<sup>(上)</sup>  
停止一事。

(へ右カ禁令をおかした時の処分)

田畠永代壳却御仕置

一 壳主窄食之上追放、本人死候時は、子同罪。

一 貸主過怠窄、本人死候時ハ子同罪、但し賣候田畠反

壳主の御代官又は地頭は取上之。

一 証人過怠窄、本人死候時は、子同構なし。

一 簿に取候者、作り取りにして簿に置候者より年齢相  
勘候得ハ、永代壳買同然之御仕置、但類縦縦といふ。  
右之通田畠永代壳停止之旨被御出候。

寛永二十年の田畠永代壳禁令から八十年後吉宗の時代には、この禁令は有名無実になっていた。壳買は出来ずか  
つたが、貸入れの形式は認められていたので、貸流札し  
てしまふと、結局は壳々と同じで、田畠の移動業併は行  
われていなとのことである。

(安郭)

研究

## 八坂神社御神幸祭

佐伯地方の祭祀(上)

会員 五十川千代見

：松阪南海郡弥生町大字江良の、祇園に鎮座する八坂  
神社へ俗に祇園さんと呼ぶ八秋の大祭である。  
毎年十月十日へ皆は陰曆十一月十日一に、旧切畠村の人  
によつて奉納される。然し、最近では昭和三十九年に御  
神幸祭が執行され、それ以後はとだえている。祭し祭礼左  
右及細々と続けられて、佐伯神樂が毎年奉納されている。

御神幸行列の順序

猿田彦 一名 (祇園組)

御神幸旗 二名 (久土組)

五色御旗 十名 (細田組、尾岩組)

御弓 十名 (細田組、尾岩組)

鉄炮 十名 (細田組、尾岩組)

御鎗 十名 (平井組、宮殿組)

御先乘駒馬 神職

大傘 一名 (久土組) 一乘馬の神職を傘に入れる

神台 二名 (平井組)

乙女 一名

大傘 一名 (石内組) 一乘馬を傘に入れる

斬子方 前染 一名 (江良組、祇園組)

奉幣 一名 (柴原組)

かねて各方面から希望されていた『佐伯市史』の編纂  
発行のこと、市制施行三十周年の行事として具体化し、  
山内武蔵氏(木会賛助会員)を委員長とし、外十名の委員  
を以て選定した、事務局を市民館内に置き、木会羽柴  
幹事が編纂事務をとることとす。御協力下さい。

## 佐伯市史編纂のこと登足す

八月二十四日、最初の編纂委員会

佐伯市史編纂のこと登足す